

生活文化常任委員会資料
2019年(令和元年)12月11日
市民生活局文化・スポーツ室文化振興課

議案第51号・第55号関連資料

あかしふるさと図書館条例の廃止及び明石市生涯学習センター条例の一部改正について

あかしふるさと図書館（以下、「ふるさと図書館」）及び明石市生涯学習センター分室（以下、「分室」）は、両施設が所在する旧市立図書館の建物が耐震性を満たしておらず老朽化も著しいことから、2020年(令和2年)3月31日での閉館に向け取り組みを進めてきました。

については、市民への周知期間も鑑み、2019年(令和元年)12月議会において、あかしふるさと図書館条例及び明石市生涯学習センター条例を廃止及び改正しようとするものです。

1 条例改正等の概要

(1) 対象条例

- ・あかしふるさと図書館条例 : 廃止
- ・明石市生涯学習センター条例 : 改正（分室にかかる部分を削除）

(2) 施行期日

2020年(令和2年)4月1日

2 旧市立図書館の建物について

明石市立図書館及び中央公民館の設置を目的として、1974年(昭和49年)、県立明石公園内に建築されました。

当該建物は、旧耐震基準に基づいて建設されているため耐震性に問題があるだけでなく、空調設備や給排水設備などの老朽化が著しく、継続して使用するためには、耐震化に加え、大規模改修が必要となります。

3 兵庫県からの占用許可について

ふるさと図書館は、明石市制施行100周年及び明石城築城400周年にあわせ、ふるさと関連図書を配架する施設として、また、分室は、ふるさと図書館に付随する貸室という位置づけで、兵庫県の占用許可を受けており、占用許可期間が満了する2023年(令和5年)3月末までに、兵庫県に敷地を返還する必要があります。

なお、敷地の返還方法については、引き続き兵庫県と協議を続けてまいります。

4 市民への周知

議決後に、広報あかし、HP等で周知してまいります。